

令和3年度 第4回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日 時：2022年（令和4年）1月18日（火）午前9時半から11時半まで

会 場：藤沢市役所本庁舎7階 7-1、7-2会議室

委 員：高山代表、種田委員、高橋委員、伏見委員、野間委員、佐藤委員、  
齊藤委員、船山委員、林委員、島村委員、西村委員

計11名

事務局：子ども家庭課（古澤課長補佐、大木主査）

障がい者支援課（須藤、松野、真下、相澤、増田、本城、竹原、多田、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計12名

欠席者：富澤委員

傍聴者：2名

1 開会

（1）開会挨拶（事務局：須藤参事）

（2）配布資料の確認（事務局：伊原）

2 前回議事録確認（事務局：須藤参事）

修正なしのため確定。

3 議事

（高山代表）

皆さんおはようございます。新年最初の委員会ということですが、事務局から何かご挨拶などよろしいでしょうか。

（池田福祉部長）

皆さん、改めまして、おはようございます。

福祉部長の池田でございます。

新年あけましておめでとうございます。少し時間が経ってしまいましたが、予定では、最後にご挨拶をさせていただく予定でしたが、冒頭失礼いたします。

皆様ご存知のとおり、コロナのほうが感染拡大をしております、藤沢市におい

ても、昨日、藤沢市の保健所の発表で94人ということで、100人が間近に迫ってきております。

又、職員が保健所の応援、職員自身が感染したり、又濃厚接触者になったりということで、皆様にもご迷惑をお掛けしてしまう結果になってしまっております。その辺についてはご容赦いただきたいのと、これからますます感染が広がっていくことが想定されますので、皆様におかれましても十分ご注意いただきたいというように思っております。

この1年間を振り返ってみますと、この会議をはじめ、コロナに本当に翻弄された1年だったかなというように思っております。

市においても色々と検証を進めているところですが、やはり、常に新しいことを考えていかなければなりません、なかなか中長期的なことが計画できないというのが現状だと思っております。

こうした中、国では障がい者の総合支援法が3年後の見直しということで今動いております。昨年の6月に、地域での共生ということ、コロナ対応ということ、そしてICTの導入というところで見直しの観点を持ってなされておりました、昨年の12月16日の日には、中間報告がされております。

ここで詳しくはご説明いたしません、障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり、社会の変化に伴うニーズへのきめ細かな対応、持続可能で質の高い障がい福祉等の実現を3つの柱とすることとなっております。この中で国は、最後に「共に生きる社会の意味を考えながら当事者の目線をもって取り組むことが重要である。」とまとめておりますが、私は、当事者の目線を持って、ではなく、当事者の目線で取り組むべきもの、であると考えております。

今年度最後でございますけれども、来年度も委員の皆様、このまま継続ということになりますので、又改めて色々なことを、コロナを前提とした中で一緒に検討していただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございます。それでは、皆様、今年度最後ではあります、今年もどうぞよろしく願いいたします。そして今、ご挨拶の中にありましたとおり、障がい福祉が、施策的にも大きく変わっていく節目ですので、是非、そのことを前提に藤沢市の計画も検討していくという視点を持って進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ご準備いただきました議事に従って進めてまいります。

一つ目ですけれども、ふじさわ障がい者プラン2026モニタリング指標及び指標に対する考え方について、事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局：竹原主任)

資料1に基づいてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

モニタリング指標及び指標に対する考え方について、前回の会議でご意見いただ

いて、回答できていなかった部分について、抜粋で掲載しております。81番から順にご説明をさせていただきます。

齊藤委員からいただいたご意見で、意見内容としては、「重症心身障がい児者の入所施設等について、担当課が障がい者支援課ということではありますが、子ども家庭課など関連する課や、どのような会議体で、誰が参加する会議なのか明確にしてほしい」というご意見をいただいております。

今後の対応としまして、担当課については、現在障がい者支援課の単独となっておりますが、今後、見直しに向け、関係課の協力を含め調整いたします。又、検討の場につきましては、計画策定時において、グループホーム等の新設状況から課内を中心に検討しようと考えておりました。ただ、ご指摘のように、今後検討していくうえで関係各課の意見や既存の会議の中で活用できるものがあれば、それらを活用していきたいと考えております。

続いて106番、障がい者合同面接会についてです。

船山委員から、「求職者数と採用決定者数を割った採用率のようなものをモニタリング指標に加えてほしい」というご意見をいただきました。

担当課である産業労働課に確認し、「障がい者合同説明会については、開催年毎に参加企業や求職者の状況によって採用決定者数の数が大きく異なる可能性があることから、引き続き、参加事業数と参加求職者数の採用決定者数の実績をもって分析を行いたいと考えております」ということで回答をいただいております。

続いて151番、154番、158番、159番の防災に関する内容です。齊藤委員から、「防災に関連して、モニタリングということではありませんが、法改正があり、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を含め、福祉における防災に対する考え方を抜本的に考えなおすことが必要である」というご意見をいただいております。

今後の対応といたしまして、防災については、第3回の総合支援協議会において、重度障がい者支援部会において策定をした、安全・安心プランに、個別避難計画の要素を盛り込んだ素案について了承を得て、福祉部内に情報提供をしております。

今後につきましては、庁内において、個別避難計画の作成等を含め、検討が進められていくこととなる予定です。

内容自体に修正はございませんので、前回ご提示した通り、モニタリング指標及び指標に対する考え方を確定させていただきたいと考えておりますので、承認をお願いいたします。

(高山代表)

今の指標につきましては、前回皆さんからご意見をいただいた部分に絞って、確認していただいた点をご回答いただいた、という形になっています。

今日は、後半の協議に時間を割いてまいりたいと思いますので、今ご説明のありました、前回ご意見いただいた部分についての協議に限定させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

今のご説明について、何かご確認いただくことはございますか。

(種田委員)

154番ですが、避難行動要支援者名簿の受領意向を示している団体数ですが、受領意向を示していない団体についても分析・評価するのが必要ではないか、と私は最近よく考えております。

私の住む地区でも大きな自治会、町内会が名簿を受け取っていない、という状況があり、どうして受け取らないのか理由を明確にする必要があると考えていることから、検討すべきではないかと思っております。このことからモニタリング指標に対する考え方では、できている部分とできていない部分も分析・評価することが必要だと最近考えるようになりました。これが一点です。

もう一点が、159番の災害時に避難行動要支援者を受け入れ協定している施設の数です。どの施設も多くの方々を受け入れられるわけではないと思います。どれくらいの人数の方を受け入れることができるのかもモニタリング指標で示していただきたいと思います。

(高山代表)

事務局からは何か補足の説明はございますか。お願いいたします。

(事務局：松野主幹)

避難行動要支援者名簿の受領の意向を示している団体数という形で、今回、モニタリング指標としておりますが、確かに、こちらの受領がなかなかできない自治会についての分析が必要な場合もあるかと思いますが、まずはこちらの指標で行かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、159番の災害時における避難行動要支援者の緊急受け入れの協定を結んでいる施設等、ということですが、こちらについては、各法人の皆様からご協力をいただいている状況です。実際に発災したときに、災害の規模によって、各施設も災害にあう可能性もございます。そういうこともございまして、必ずこれだけの数は、現在確定的な枠としてお示しができません。こちらにつきましても現在の指標及び考え方としたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。種田委員、よろしいでしょうか。

他、確認等ございますか。

(齊藤委員)

防災関係についてですが、先ほど説明いただいた中にもありましたが、法律の改正に伴う大幅な体制の変更が必要になるということに対して、藤沢市の今後のそれに対する対策の準備の進捗状況などを逐次ご報告いただけるとありがたいと思いますので、来年度以降よろしくお願ひしたいと思ひます。

(高山代表)

ご意見ということでよろしいですか。ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。それでは、このモニタリング指標については、今記述いただいている内容で確定ということでご理解いただきたいと思います。あ

それでは、2つ目の議事、現行計画見直しに向けた聞き取り調査及びアンケート調査について、ということで、事務局の方よろしく願いいたします。

(事務局：竹原)

資料2の前に、先ほどの資料1のところでお伝えし損ねてしまった部分がありますので、お伝えをさせていただきます。

106番の採用決定率について、指標としては明記しませんが、今後、本会議において、事務局が計算した採用決定率を口頭でお伝えいたします。資料1については以上でございます。

では、資料2-1、資料2-2のご説明に移らせていただきます。

資料2-1、2-2共に令和5年度のふじさわ障がい者プラン2026中間見直しに向け、令和4年度にニーズ調査として、聞き取り調査及びアンケート調査を実施したいと考えております。

目的としては、障がいのある人や支援者等の困りごと及び施策のニーズ等に関する情報を把握し、中間見直しの基礎資料とするため、市内の当事者、ご家族団体等を対象に調査を実施いたします。

それでは、聞き取り調査の概要からご説明をいたします。資料2-1の2の部分をご覧ください。実施期間については、2022年6月から8月頃を予定しております。実施方法については、各団体等に対し、事前にヒアリングシートを送付し、当日はシートに記載された回答等を踏まえ、聞き取り調査を行いたいと考えております。3の対象者については、前回調査の令和元年度実施の際と同様に、市内の当事者・家族団体等12団体、市内事業者6団体を対象としたいと考えております。資料の中に令和元年度に実施した、団体等と参加人数を記載させていただいておりますので、ご参考にご覧ください。続きまして、4の調査項目です。(1)に当事者・家族団体等向け調査として10項目、(2)事業者団体向けとして4項目設けております。前回の調査と比較した変更点としては、(1)当事者・家族団体等向けのオとカが主な変更点となっております。オについては、前回調査では差別解消法のみを焦点を絞り、変化を伺ってございましたが、その他の法律も改正されまして、社会情勢も異なっておりますので、差別解消法等の改正後の変化としております。カについては、前回調査でも本市で不足している支援や問題を伺ってございましたが、より障がい福祉サービスの充実に向けたご意見を伺うため、“仕事や日常生活を送る上で”、という文言を追加させていただきました。事業者向け団体の調査項目については、変更ございません。

続いて、資料2-2をご覧ください。アンケート調査については、実施期間を2022年の11月から12月頃を予定しており、配布及び回収は、前回調査同様、郵送で行いたいと考えております。3の調査対象及び4の調査票の配布は、前回実施と

変更はございません。(1) 障がい当事者向けアンケートについては、18歳以上の方を対象に1,250件、(2) 障がい児の保護者向けアンケートにつきましては、18歳未満の障がい児の保護者を対象に250件配布したいと考えております。どちらも、市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい・高次脳機能障がい・難病の方を対象としております。調査項目に移りまして、前回調査と変更点は無く、当事者向けについては11項目。障がい児の保護者向けについては7項目としており、これらの項目をもとに次回以降、具体的な設問を検討させていただきたいと考えております。

聞き取り調査、アンケート調査共に、次回以降調査票の案などをご提示することになるかと思いますが、まずは実施概要として資料に記載させていただいたそれぞれの項目について、ご意見をお願いいたします。

(高山代表)

どちらも中間見直しの中身を決めていくにあたっての調査ということですが、当事者・保護者の方からのニーズ等をお聞きするということが、実態を把握していくということと、事業者に対しても聞き取りを行っていく、ということの大きさは2つの柱ということになっています。

聞き取りについては、当事者・家族・団体、そして、サービス事業者という対象が2つになります。

アンケート調査については、18歳以上の当事者と18歳未満の保護者ということになっています。

この作りは、前回と基本的な枠組みは変わっていないということになりますが、調査項目の一部については少し変更があるというご説明だったかと思いますが、具体的な調査項目、どういう聞き方をするかということについては、次回以降に示されるということですが、調査の枠組み“全体こういう方向性でよいかどうか”ということについては、今日、ここで皆さんからご意見をいただいております。

(佐藤委員)

1点確認です。障がい児の保護者向けのところのアですが。療育・教育とありますが、ここには保育も加わるということの理解で大丈夫でしょうか。

(高山代表)

これまでどういう枠でやっていたか、ということにもなるかと思いますが、事務局からお願いします。

(事務局：大木主査)

前回までのところでお伝えします。療育・教育における保育園等の利用状況等については、具体的なアンケート項目としては、設定しておりません。

今回ご意見をいただきましたので、アンケート項目に追加できるか否か検討させていただきたいと思っております。

(高山代表)

佐藤委員、よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

是非ということではないですが、昨今、幼稚園・保育園の中で、周囲のお子さんとは違う発言や行動のあるお子さんや特に発達障がい疑いがあるお子さんなどが増えてきている印象があります。手帳や診断の有無によって対象になるか否かは、理解をしていますが、選択肢の幅も広がっている状況ですので、ご検討をしていただくとありがたいと思います。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。

(高橋委員)

聞き取り調査の対象として、藤沢市内で活動する障がい福祉サービス提供事業者が6団体ということですが、藤沢市内の事業所の課題を聴取するのに、6団体で足りないのではないかと思います。6団体の内容を見ても、相談系・居宅系・日中活動・居住・就労・児童通所とありますが、実際に運営母体によって、社会福祉法人、株式会社など、運営母体によって課題感は異なると思います。

例えば、私はグループホームの職員として働いていますが、日中活動支援型のグループホームが感じている課題と異なるタイプのグループホームが感じている課題は違ってくると思います。

すべての市内の事業所に聞き取るのは大変ですので、聞き取りは6団体にするにしても、障がい者支援課で把握している事業所全体には、同じような聞き取りの内容のアンケートを取ったほうが良いのではないかと考えます。

もう一つが、障がい当事者と保護者のアンケートの内容に、権利擁護と防災の内容が含まれておりますが、とても大事な視点ですし、大事な内容だと思うので、可能であれば事業者団体向けの聞き取りの内容や事前ヒアリングシートの中に事業所として権利擁護の取組や防災についての取組や備えなどを含めたほうがよろしいのではないかと思います。

(高山代表)

事業所全体にアンケートを実施して、全体としての事業所の様子を把握したほうがよいという大きな変更点を含めたご提案であったと思います。

又、調査項目において権利擁護・防災については、事業者向けの聞き取りでもしっかりと聞いていく必要があるということでした。

これらに関連して、他の委員の方はご意見どうでしょうか。

(伏見委員)

聞き取り調査の1ページ目の裏面のイの障がい福祉サービス事業所の部分について確認です。

まず、イの表で、一番目にある相談系サービス提供事業者についてのみ括弧書きがなく、参加人数は3人となっています。これがどういうことなのかを確認したい。

次に3番目にある生活介護事業所等連絡会という連絡会があったのか否かについて確認をしたいと思います。

(高山代表)

少し関連するご意見もあるかと思いますが、お聞きした上で事務局にまとめて応答もらいたいと思います。皆さんからいかがでしょうか。

(船山委員)

伏見委員のお話を聞いていて、確かに、生活介護事業所の連絡会は無かったような気がします。それぞれ事業所連絡会と書いてあるのは、総合支援協議会の専門の部会のところからという理解でよろしいですか。

(高山代表)

ご質問は、その一点でよろしいですか。

(船山委員)

先ほどもご意見がありましたが、藤沢市に日中系の事業所は全部74か所あります。就労移行、就労B、就労A、生活介護及び地活のⅢ型など、合わせて70か所を超える事業所がある中で聞き取り対象事業所が15事業所というのが適切かどうか、又社会福祉法人、NPO、株式会社など母体が変わると課題も異なると思うので、選出は検討したほうがよいと思う。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。

(齊藤委員)

医療的ケアというところの切り口にはなかなかならない。全体でアンケートを取ると、その中のごく少数の方しかヒットしない。しかし、実際には対象者が少ないけれども個別のニーズや課題があるという事象は医療的ケアに限らず他にもあると思うので、フォローの仕方やニーズの拾い方について検討していただきたい。

医療的ケアについては、医療的ケア児の支援法ができ、環境が大きく変わってきていることから、子どもの話というだけではなく、児者にとらわれず、医療的ケア児の関係でコーディネーターの役割を含め、関係課がどのように連携をしていくのかを検討していただきたいと思いました。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。

(島村委員)

アンケートを記入する側の立場で思っているところは、医療的ケアと医療との区別がつかず、医療的ケアと医療を前回の調査ですごく混ざったものとして結果が出てきていたと感じました。

アンケートを記入する人は、区別がつかないまま、医療的ケアが必要と回答し、結果として、成人で7割、8割だったか、大きな数字で出ていたと思います。おそらく日常的に病院にかかっているという方々の数字も混在したと思うので、調査の仕方

は少し考えていただきたいと感じました。

もう一つは、アンケート調査について、調査票の配布のところで、年齢で障がい当事者と障がい児の保護者と別れています。この点については、致し方ないと考えています。

しかし回答する際、本人自身が自分の言葉や自分の考えで回答できない場合があります。このようなとき、保護者が記入を手伝いますが、本人の立場で書きたいけれども、判断が難しいというところがあるので、アンケート項目や質問内容を工夫し、回答する気がなくならないよう、答えやすくしていただきたいと思います。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。

なければ、事務局から、全てについてお答えいただくということよりは、“このように考えている”など、お願いします。

(事務局：松野主幹)

まず、事業所への聞き取り調査の「6団体以外の他の事業所に対するアンケートの実施」及び「権利擁護と防災を聞き取り項目に加える」ことについては、前向きに検討いたします。

次に、重度の方の関連や子どもの関係については、これまでも障がい者支援課と子ども家庭課の中で連携はさせていただいたつもりではございますが、今後とも引き続き更なる連携を取り、対応させていただきたいと思っております。

今後は、今回のご意見も参考にし、事務局で作成した案をお示した上で、さらに皆様にご意見をいただきながら、より良いアンケートにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

生活介護事業所等の連絡会の関係で先ほどご質問をいただいたのですが、事務局で確認をいたしましたところ、一応、今年度立ち上げを行ったのですがけれども、コロナの関係で実際に活動がまだできていないという報告をいただいております。詳細については、鎌田主査から補足をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

生活介護の事業者連絡会については、過去に一度、主要なメンバーにお集まりいただいた経緯がございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の関係で、その後の活動を進められていないという状況がございます。

今回資料については、令和元年当時の状況で団体名等をそのまま記載しております。現在活動ができていない状況でございますので、皆さんがご存じない、と考えるのはごもっともだと思います。

聞き取り調査における日中活動系のサービス提供事業者については、先ほどご意見がありましたとおり、色々な方法を使って、ご意見を集められるとよいと考えておりますので、その点も含めまして、検討したいと考えております。

(高山代表)

これから具体化していただく、ということですが、「事業所全体にもアンケートをとったらよいのではないか。」というところを前向きに検討していただく、ということだったので、それが実現するとかなり大きな変更になるかと思えます。様々なタイプの事業所がある中で、かなり細かく声をお聞きしていくこともできると思えます。可能であれば、アンケート結果を踏まえ、聞き取りの事業者や数を決めていくことも可能と思えますので、どのような方法をご提案いただくか、事務局でご検討いただけたらと思えます。

特に、事業所向けには、冒頭のご挨拶にもありましたとおり、障がい者福祉政策が又大きく変わっていくという状況がありますので、そのような動向を事業所がどのように、受け止めておられるか、アンケートを通じてできるようにしていただくことも必要と思えます。

虐待防止については、法改正により、研修等の義務化や責任者を義務化するというので、かなり虐待防止の取組を具体的に進めることが提示されています。事業所が準備をどのように進めているのか、実態を権利擁護という枠の中で把握していくこともとても重要と思えます。

今日の施策の動向を藤沢市の事業所全体で共有していく、という意味も込めて、アンケートや聞き取りができていくとよいと思えますので、是非、ご検討いただきたいと思えます。

それでは、この聞き取り及びアンケート調査については、次回以降、具体的な内容をご提案いただいて協議してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

では、3つ目の議事です。見直し検討対象事業について、事務局からのご説明よろしく願いいたします。

(事務局：相澤補佐)

見直し検討対象事業が3事業ありますが、資料3の(1)藤沢市障がい者福祉手当の見直しについてご説明いたします。

事業の概要です。この手当は、重度又は中度の障がい者の生活の安定と福祉の増進を図るため、障がい者に月額4,000円を年2回、支給しております。

対象者ですけれども、市内に居住する20歳未満の人、又は個人市県民税が課税されていない20歳以上65歳未満の方で次のいずれかに該当する方、ということで、下に条件を明記しています。身体障がい者手帳の1級から3級、療育手帳のA1からB1、精神障がい者手帳の1・2級の方になります。

事業開始が昭和43年で、令和3年12月10日現在の受給者数は、6,802人です。

事業費ですが、令和2年度の決算額で、284,984千円となっております、こちらは、皆様の税金等から全て賄われております、市の一般財源から100%支出しております。

事業のこれまでの変遷ですが、昭和43年に、この時点では障がい児に対して月額1,200円を支給するという形で開始しております。その後、昭和48年の4月には対象を障がい者にも拡大し、それから、その時はまだ金額に差がございましたが、昭和50年の10月に支給額を一律児と者を均一に2,000円に増額しております。平成2年には、その金額を月額4,000円にし、平成18年に精神障がい者を支給対象とするということにいたしまして、又、一方で、新たな65歳以上の障がい者については、介護保険制度が充実してまいりましたため、高齢者施策が円滑に提供されていることに鑑み、対象から除外しております。

近隣市町と比較しまして、現在の支給の対象範囲や支給額等の比較の表になります。左が藤沢市で、横須賀市から綾瀬市まで左から順に手当額の高い金額のところから右に推移して表記しております。条件は少しずつ異なりますが、これをご覧いただくと、比較的、社会情勢の変動に伴い、藤沢市がこれまでの支給対象や支給額を拡大してきたことで、支給額は近隣市町と比較しても比較的高めであることがお分かりいただけるかと思えます。

現状と課題です。先ほど介護保険制度の充実により、高齢者施策が円滑に提供されているということから、平成18年の条例改正で、65歳以上の新規申請を受け付けないということを決めております。しかしながら、65歳以前から支給されている対象者につきましては、65歳以降も受給を継続するという経過措置をその時点で定めております。この経過措置から現在10年以上経過していることや、65歳以前になる前に支給認定された対象者については、引き続き支給を受けられているという不公平感が現状としては課題となっております。

続きまして、受給者の状況です。一番右端が令和2年の受給者数で、こちらは延べ人数になっておりますので、71,246人ということで、平成27年と比較して徐々に徐々に伸びてきているというのがお分かりいただけると思えます。年々増加傾向にございます。

そして、対象者の割合ということで、こちらの円グラフは何を示しているかと言いますと、経過措置の対象になっている65歳以上の受給者というのが、左上の22%と書いてあるところと、その隣の1%、65歳以上の停止者、これは課税の方ですが、これを合わせて、現在23%の方が65歳以上の受給者となっております。現在は、経過措置の対象となっている方の他、対象外である対象者です。当該手当を受給していない方であるが受給対象となる障がい等級と、あるいは同程度の障がい者で、市県民税が課税されていない方というのが2,836人いらっしゃいまして、経過措置の対象者の約2倍近くいるということが分かります。

これは、令和5年4月1日時点で試算していますが、今受けている方たちよりも、受けられていない方が約2倍いるということがわかります。

このことから、次の見直しの必要性ですが、事業開始当初と比較しまして、障がい者総合支援法の施行により、障がい福祉サービスを提供する体制というのが制度化

されてまいりました。今日に至る法改正の結果、障がい福祉サービスというのが充実し、利用実績も年々増加傾向にございますが、今後さらに障がい福祉サービスの向上を図るため、市単独事業である「個別給付事業」を見直す必要があるということで、これまで検討を続けてまいりました。

これまでの計画検討委員会や総合支援協議会へのご説明といただいたご意見というのを4番、次にお示ししております。

一つは、令和元年度支給額の減額ということで、月額2,000円案というのを案としてお話をさせていただいていると思います。これは、先ほど、近隣市と比べて、比較的支持額が高めであったので、平均をとって、支給額の平均額と比較して概ね2,000円ということも案として出したと思うのですが、いただいたご意見としましては、「近隣都市と比べて高いから支給額を下げるといったことは、将来に不安のある当事者や会議ではとても言えないことであり、当事者のご意見を丁寧に聞きながら、検証してほしい。」というご意見や、「制度開始が古いので、当初の目的を達成できているかどうか検証し、納得いただける根拠を持って見直しができればよいのではないか。」というご意見をいただきました。

(2) 令和元年度総合支援協議会では、「親御さんがお子さんの支援をしている間は、あまり大きな意味はないが、親の支援がなくなった場合には、4,000円というのは意義があります。」というので、ご意見をいただいております。

令和2年度、昨年度は計画検討のご議論いただいていたこととコロナの影響がございましたので、議題や報告にすることができませんでしたので、記載がございませんが、今年度になり、前回、これまでの議会等での状況を報告させていただき、経過措置の廃止案について検討しているということで、お話をさせていただきましたが、ご意見をその時にはいただいております。

そして、今後の方向性として、手当月額の減額なども検討してまいりましたけれども、4つの案を検討した結果、(案)1 手当月額を減額する、(案)2 手当月額の減額と経過措置の廃止を両方とも実施する、(案)3 経過措置を廃止する、(案)4 現状維持、という、この4つになりますが、私どもとしましては、(案)の3、「経過措置を廃止する」という形で進めたいと考えております。

65歳以上の障がい者を一律支給対象外とする方向で不公平感を無くすということで、手当月額につきましては、いただいたご意見も踏まえて検討しました結果、社会情勢からも現時点では変更せず、経過措置のみ廃止ということで進めてまいりたいと考えております。

(高山代表)

ご意見いただきたいと思っております。お願いいたします。

(種田委員)

福祉手当を今いただいている一人です。私も65歳を少し過ぎましたので、経過措置を終わりにするというのは、説明を聞きまして、今の状況だと致し方ないと私

も思います。ですから、それでいいのではないかと思います。福祉手当を65歳ちょっと過ぎて今いただいている者としては仕方がないと思っております。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。

(伏見委員)

今、受給をされているという、当事者の種田委員からのご発言もあり、私も結果的にはどこかで削らなければいけないということで、やむを得ない判断をしなければいけないと思っておりますが、この紙面からは、財源がひっ迫しているとか、2億8千万という数字を減らさなければいけないという記述がなく、不公平感解消のための対応というロジックになっているということに対しての確認です。

単に不公平感の解消なのであれば、私はむしろ対象者を増やすべきではないかと思えます。なぜならば、経過措置を廃止するところの現状の維持に、「介護保険制度の充実で65歳以上の人は無くもていい。」と言っていますが、介護保険制度というのは、定率負担ですので、必ず、利用したら費用負担をしなければいけません。

今、一割負担というのが、2割、3割、4割、5割になっていくと議論がされている中で、むしろ65歳以上のお金が必要な状況です。障がい福祉サービスは、逆に応納負担なので、収入によって対策が講じられていますが、介護保険を利用すれば、必然的にお金が必要になってしまうこととなります。このような状況からすると事務局の説明は、むしろ矛盾していると思えます。

(高山代表)

ここについては、事務局からご説明いただけますか。大前提としての、財政の見直しという説明が省略されていると思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局：相澤補佐)

これまで何度か、財政面でかなり厳しいということは、お伝えしておりましたが、あまり具体的なものはなかったと思えますので、お伝えします。

障がい者施策全体に掛かる経費は、年間約100億程度かかっている、それが徐々に増え続けている実情がございます。サービス利用が増えてきているという実態もあり、そちらに経費がかかることから、直接、現物給付という形で手当を支給するという仕組みについての見直しという視点で、これまで検討してまいりました。

財政的には、扶助費について、全体で人口の増加と生産年齢人口が今後減少してくることに伴い、国や県からの補助金もあるものの、市の税金で賄っている財源がより多く増えていく、という実態があります。この後、最後に医療費助成の見直しについてお話させていただく場面において比較的財政面に触れておりますので、そちらを参考にしていただけたらと思えます。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。齊藤委員、お願いいたします。

(齊藤委員)

この単価が引き上げられたのが平成2年ということで、バブル崩壊直前に上げてことを引きづっていると思います。経済の動向によって税収も変わり、現在良くない状況であることは明らかであり、どこかで絞らなければいけないことから、このような話になっていると理解しています。

さて、一つ質問ですが、計画検討委員会や総合支援協議会でこれらを議題として取り上げ、ご意見を求められているが、この場で委員が発言した意見は、市の中でどういう位置づけで、どう使われるのか、知りたいです。この場に決定権はないと思いますし、参考意見ということであれば、どの程度参考するのか、仕組みを教えてくださいたいと思います。

(事務局：相澤補佐)

今、齊藤委員がおっしゃってくださったとおり、あくまでも、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、市としての判断をしていく際の代表的なご意見として、考えております。本会議等でいただいたご意見を参考に決定をさせていただく、というような形になります。

(齊藤委員)

その際、再三言われていると思いますが、種田委員は、「もう、辞退してもいい」くらいのご意見でしたが、必ずしも、皆さんがそのようなご意見ではないと思いますし、当事者の方々の意見をどれだけ丁寧に吸い上げて、その上で結論を出すという、その過程を十分大事にさせていただきたいと思いますので、是非お願いします。

(事務局：松野主幹)

若干補足をさせていただきたいと思います。まず、この見直し検討対象事業ですが、これは、藤沢市の行財政改革の中で行っており、対象となった事業が複数ございます。その中で、障がい福祉関係で上がったものが4本あり、古くからずっと事業を継続しているもの、又、藤沢市が市単独事業として、国や県から補助金をもらわずに、藤沢市の税金のみで事業を行っている事業について、一度見直しを行うというものが、この見直し検討対象事業でございます。

その中で、今までも皆様からお話をいただきましたが、障がい福祉施策に関しましては、障がい者の皆様の生活に直結する支援や手当等がほとんどを占めておりますので、長い間やっているから切る、ということではなく、障がい施策全体の中でスクラップ&ビルドを考えていく、という形で進めさせていただいております。

その中で、今お伝えした手当については、既に条例において65歳以上の方は対象外、というのが決定になっており、今まで受給していた方に関しては、経過措置ということで、特定のいつまでという期限を設けずに経過措置が設けられたものですから、今10年間、ずっとこの経過措置が続いている状況でございます。

又、この条例が改正されてから65歳になられた方に関しましては、この手当の対象になっていないということもあり、65歳以上で手当の対象になっていない方と、経過措置でこの手当を受け続けている方が倍増するような形になっている

状況にございますので、この不公平感を是正する、という意味で今回ご提案させていただいているものです。

次に、委員の皆様にご協議いただいていることが、どの程度の決定権があるのか、ということです。

市といたしましては、委員の皆様はこちらの決定をしていただいて、その責任を取ってもらおうなどとは、一切考えてございません。まず、当事者の方、関係者の方、事業者の皆様にご意見を伺った上で、最終的には市の判断とさせていただき、行財政改革を進めていきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を出していただき、少しでもそれらを活かした形で、新しい施策を打っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(高山代表)

補足説明もありがとうございました。同じく見直しの事業について、あと2つございます。ご説明とそれぞれに質疑の時間を取ってまいりたいと思いますので、一旦ここで10分の休憩を入れさせていただきます。

(10分休憩)

(高山代表)

それでは、再開いたします。事務局から資料3-2の説明をお願いいたします。

(事務局：相澤補佐)

資料3-2をご覧ください。藤沢市重度心身障がい者介護手当の見直しについてです。こちらの制度は、重度の心身障がい児者の福祉の増進を図る目的で、日常生活において、常時介護を必要とする重度の障がい児者の介護を在宅で行っている介護者に対して月額7,000円を年2回支給しているものです。

対象者は、市内に居住する4歳以上65歳未満の障がい児者で、介護保険のサービスを利用していない方のうち、次のいずれかに該当する障がい児者を介護している方、ということで、資料の(ア)と(イ)に記載している内容の通りとなります。

事業開始は、昭和50年、令和3年2月の振り込み時点で受給者の人数は252人です。

事業費は、令和2年度の決算額で、20,755千円となっており、こちらも先ほどの4,000円の手当と同じく、市の一般財源から100%賄われております。

事業のこれまでの変遷ですが、50年にスタートした時点では5,000円でしたが、現在の7,000円に昭和61年に引き上げられ、その後平成18年の4月1日に、こちらも65歳以上の障がい者については、介護保険制度の充実により、高齢者施策が円滑に提供されていることに鑑み対象から外しております。

近隣市町の事業概要の状況ですが、県内では藤沢を含め、5市町村のみ実施して

おります。座間市が最も高額で、ご覧いただいているとおり、現在対象人数は0人となっていると確認しております、二番目に藤沢市が高額となっております。

次に、現状と課題ですが、この手当の対象者数は、この棒グラフのとおり、平成27年から令和2年度まで、ほぼ横ばいで推移しております、人数が変わっていない、という状況でございます。

そして、介護手当の対象者の障がい福祉サービスの利用状況というものを調査しましたものが表の2です。この手当の対象者となる方が主に利用しているものをピックアップしたところ、生活介護、短期入所、居宅介護、移動支援、行動援護、訪問入浴、重度訪問となっております。サービスの利用の無い方もいらっしゃいます。

左側が平成21年度で右側が令和3年度ということで、重複利用も含まれている人数の記載となっておりますが、主に利用しているサービスのメニューもあまり変化がなく、それから、対象者全体に占める割合も、あまり大きな変化が見られない、という状況となっております。一番下でございます、サービスの申請が全くない方、というのも一定数いらっしゃるの、この方々にもサービス利用を促すチラシを送付しておりますが、利用に結び付いていない、という状況でございます。

これらのことから、介護者の負担軽減に直結する障がい福祉サービスの充実が図られているというのは、言えないものと考えられます。一方で、手当の支給制限というのがございますが、そちらを考慮して、調整してサービス利用をする方もいらっしゃるのが実態です。一月に16日以上在宅で介護している、ということが条件となりますので、こちらの範囲内で利用されている、という状況です。

続きまして、入所施設やグループホームについてです。皆様ご承知の通り、入所施設の数は、県内では、少しずつ増えてはおりますが、昨今では、図2に示すとおり市内の3か所の重度心身障がい者の入所施設は、定員を満たしており、空きございませんので、なかなか入所できない、という現状がございます。

近年では障がい児者の地域での生活の場としてグループホームが増加しております、こちらをご覧くださいますと、平成27年から令和3年までで約定数も事業所数も倍増しているという状況です。ただし、重症心身障がい児者に対する、医療型短期入所施設等が不足しているため、在宅介護の負担軽減には結びついていないと捉えております。課題を整理してまいりますと、5つの課題が浮き彫りになってまいります、1 まったくサービス利用のない対象者が一定数いる、2 福祉サービスのメニューが対象者のニーズに対応しきれていない、3 湘南東部障がい福祉圏域内への重度心身障がい児者入所施設の施設整備について、継続して要望があり、手当廃止には納得を得られない、4 医療型短期入所施設等の整備が不足している。令和4年1月現在、市内に1か所のみである、5 国や県の方針・県の障がい福祉計画において、施設入所者を地域生活へ移行するためグループホーム、一般住宅等への移行を推進し、現状では官では入所施設整備は難しい、という実情がございます。

これまでの計画検討委員会や総合支援協議会での説明と、いただいたご意見につ

いては、主なものを抜粋しますと、令和元年度には、「制度やサービスが充実してきているため見直してもよいと思う」「見直しが不利益にならないよう、実際の声を聴いてほしい」「サービスが充実してきたのでなくてもいい」などのご意見もいただきました。今年度については、「親なきあとの障がい者を受け入れる仕組みなど代替事業も含めた検討をしてほしい」などのご意見が寄せられております。

今後の方向性といたしまして、これまで、自立支援法施行後、障がい福祉サービス提供基盤充実と、障がい特性に即した福祉サービスの充実を廃止の条件としながら、湘南東部障がい福祉圏域内の施設整備実現していない、ということを経由に、見直しの検討を継続してまいりました。

しかしながら、個人の障がい特性に即した障がい福祉サービスの提供と同時に障がい者の地域移行を進める障がい者支援法の考え方の中では、在宅介護の促進につながる本施策は、非常に有効な施策であると考えます。そして、それに基づいた今後の方向性ですが、ご覧いただきますとおり、(案) 1 から (案) 4 まであります。(案) 1 は、これまでと同様に、湘南東部障がい福祉圏域内への重症心身障がい者施設整備に伴い廃止する。(案) 2 障がい福祉サービス利用者を対象から外す。(案) 3 手当月額を減額する。(案) 4 番、継続した現状維持。これらの中から事務局としては (案) 4 について、重症心身障がい者施設整備とは切り離して考えるということで、進めてまいりたいと思っております。

これは、介護手当が総合支援法のもとでは非常に有効な施策であることから、継続していくほうが望ましいという結論に至りました。

湘南東部障がい福祉圏域内の重症心身障がい者の施設整備は、なかなか現状としては難しいところがあると考えられますが、介護手当とは切り離して考え、介護者の高齢化等に伴う親なきあとの障がい者の生活の場の確保ということで、別の課題として取り組んでいくこととしたいというものです。

(高山代表)

見直しの方向性の前提やここでいただいたご意見の取扱いについては、先ほど事務局からご説明いただいたとおりで、この事業についても、同じような取扱いになると理解してよいかと思います。それでは、皆さんからご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(西村委員)

手当続行のことは、別に良いとは思いますが、それに対して考えておいてほしいことがいくつかあります。東部の入所施設とは切り離して考えたほうが良い、というのは、本当に賛成です。課題としては違うものとなると思うので、こちらは、介護手当ということとは切り離しての課題として考えてほしいと思います。又、手当そのものを続行すること自体はいいのですけれども、サービスを利用していない方に、サービス利用を促す形にはならないので、その辺は、何か、手当を渡すことによって、話として逆行している気がしました。

あとは、在宅介護の促進というのが、文書や課題に書いてありましたが、間違いなく家族も、本人と同じように高齢化が進んでいるので、家族が主体というよりは、いずれ在宅介護の促進自体もその主体は家族から支援者に移してほしいということが親の一人として強く言いたいこととしてあります。

(高山代表)

他、ご意見いかがでしょうか。

(高橋委員)

確認です。先ほどの説明の中で、湘南東部障がい福祉圏域内で、重症心身障がい者の施設の整備がなかなか難しい状況にあるというお話でしたが、それは、今の障がい者総合支援法の中の施設整備よりは、「在宅での生活、地域、地域移行について、障がいのある方が、重い障がいがあっても地域で暮らしていく、ということを重要視しているから、施設を作るのが難しい」と考えているのか、「お金の問題で難しい」と考えているのか、どのような捉え方をされているのか確認したいです。

(高山代表)

この事業についていくつかご質問やご意見、まとめて出たところで、全体的に事務局として、お答えいただきたいと思います。他、ご意見いかがでしょうか。

(齊藤委員)

説明資料に障がい福祉サービスの利用状況の表があったかと思いますが、対象者に子どもも入っていますので、子どものサービスについても比較検討ができるように材料として使ったほうがよいと思いました。

(高山代表)

他は、いかがでしょうか。

(林委員)

対象者のところで、市内に住む4歳以上と書いてありますが、4歳未満は違う制度がありますか。

(高山代表)

それでは、ここまでまとめて、事務局からお願いできますか。

(事務局：相澤補佐)

一点目の西村委員のご質問で、サービスの利用促進につながらないのではないかとのことですが、こちらは、私どもで、この表にまとめているサービスの利用状況を調べている際、受給者全体の状況を見ました。一定サービスを利用されていない方というのは、こちらから何度もお手紙でのアプローチをかけている方々で、受給者証をお持ちではない方がいらっしゃいます。今は、何とかご自分で頑張ろうと思っている方など、様々なお考えの方がいるのではないかと考察しております。利用できるサービスは利用していただきたいと考えておりますが、一定数、そのような方がいるのではないかと読み取れるデータと考えました。こちらとしては、サービス利用促進をしまいたいと考えております。

二点目の、高橋委員からのご質問です。湘南東部圏域内への施設の整備に関しましては、これまでも何度かこの議論は出ている話題かと思えます。指摘いただいたとおり、地域に生活の場を移行していくとの考え方があることに加えて、県の見解といたして、神奈川県内の施設そのものは、数は充足していて、空きがなく、入りにくいというお声も伺ってはおりますけれども、少し離れたところでは空いているところもあるという考えがあると思えます。したがって、予算的な都合でということもあるかもしれませんが、圏域内の茅ヶ崎と寒川とも足並みを揃えることが難しい状況にあるのも実情でございます。

(事務局：松野主幹)

湘南東部圏域の部分について、補足をさせていただきたいと思えます。本市としましては、平成の時代から令和2年度まで絶えることなく、藤沢市の単独要望として、神奈川県に対して、湘南東部圏域に重症心身障がい児者を対象とした入所施設を整備してほしいという要望を続けてきた経緯がございます。

これに対し、令和2年に県の回答を一部示しておりますので、それをご紹介させていただきたいと思えます。

県の回答といたしましては、「短期入所施設の利用の促進ですとか、重度重複障がい者の個別支援事業等、サポート事業を通して各自治体を今現在も支援をしている状況にあります。現在、重症心身障がい児者の方の在宅生活の維持継続をするために、夕方短期入所施設の開設の支援を今後は行っていきます。加えて医療的ケアが必要な方、重度重複障がいの方を対象としたグループホームですとか、日中支援の場の確保を今後とも引き続き行っていく。」という形で回答しております。短期的な入所施設の建設につきましては、回答は示さない形となりました。

これに基づき、県の現在の入所に対する考え方は重症心身障がい者の入所については圏域ごとに入所施設を設けるという考えではなく、広域的な役割のある県といたしまして、県内に医療型の障がい児者の入所施設や療養介護施設、又、入所の必要性の高い、重症心身障がい者の方については、圏域ではなくて県内全体のニーズを把握しながら入所調整を今後も行っていきたいという形で回答を示しております。

又、先ほど事務局からご説明した部分と重複しますが、県としても、今は重度の方に関しても地域移行を考えており、今現在ある入所施設についても、終の棲家というのではなくて、そこで支援をさせていただくことによって、最終的には地域のほうで、という形で考えておりますので、入所施設を終の棲家とするという形での新しい新設という形では、今は考えられていない状況になります。

(高山代表)

林委員から年齢のことについてご質問がありましたが、それについてはいかがでしょうか。

(事務局：相澤補佐)

年齢については、3歳までで別の制度がある、という訳ではありません。ただ、手

が掛かる、というところで、障がいのあるお子さんとそうではないお子さんとの手の掛かり方に差がある、という実情はあると思うのですが、今ところは4歳以上としている、というところでございます。

(高山代表)

齊藤委員が挙手されたかと思いますが、お願いいたします。

(齊藤委員)

湘南東部圏域に重症心身施設ができないという話ですが、県の見解として、以前は「もし作るところが手を挙げるなら、後押しするよ」というスタンスでしたが、最近では先ほどの説明のとおり、ホームを中心にした考え方にシフトしてきています。

なぜ、できないかという、ニーズとしては必ずありますが、実際に数としては、湘南東部圏域だけで試算すると、大体30人くらいの定員で足りてしまう規模です。この状況で事業展開が可能かという、到底できなくて、50人でも採算的には不安ということになります。大きい施設を作っても空きができるのであれば事業は維持できません。

例えば、小さき花の園がそうですが、看護師が集まらないので、ベッドを全部使い切れていないということが起きます。人を充てることでベッドが使えるようになるなど、資源の開発ができる余地が残っているというのも事実です。

湘南東部には施設はありませんが、横須賀三浦は2か所あります。小さき花と横須賀にもう一か所ありますので、例えば重心に関しては、湘南東部の中に鎌倉も含めて一緒に考えていくような、少し圏域の考え方に幅を持たせることなど、議論していくのも一つの方法と思います。

事業として医療型の短期入所は少ないですが、最近、藤沢市の医師会で動いていただいております、医療型短期ではありませんが、入院の形でレスパイトができる方法もあります。

色々な方法を使いながら在宅を支援していくことが必要です。グループホームで医療ケアができるといっても、限界がありますので、最終的には入所施設で手厚い医療が必要な方はそこで医療を受けることも必要になってきますので、皆さん、生活実態に合わせて、制度や住む場所の使い分けをすることが必要だと思います。

(高山代表)

資料3-2については、方向性としては(案)の4という現状維持ということが事務局からご説明がありましたように、これの方向については、皆さん、特に別の意見は無い、ということよろしいでしょうか。

齊藤委員の補足説明もとても分かりやすかったです。ありがとうございました。

私ももちろん、これの方向性については、全く問題ないと思っておりますが、先ほど西村委員がおっしゃっていたところと少し重なりますが、サービスを申請していないというところで、事務局としてどういう状況かという説明の中で「しばらくは自分たちで、と考えておられる方たちがおられるのではないか」という“考察”とおつ

しゃいましたが、おそらく“推察”だと思います。

状況がどうか、私の推察に過ぎませんが、もう少しアウトリーチのような形で個別に状況把握するようなことはできないのかと思いました。人数としては、現在3%で7人ということですので、本当に積極的にそういう選択をされているのか、選択せざるを得ない状況にあるのか、例え結果は同じでも、実態は違うかもしれないと思いましたので、是非アウトリーチで把握をしていただきたいと思います。

介護手当の見直しの下線部分の在宅介護の促進というところは、西村委員がご指摘されていましたが、誤解を生む可能性がある表現と思いました。結果的に、在宅介護で家族を縛ると読めてしまうので、文字に残すときには慎重にしたほうがよいと思います。“促進につながるので有効だ”というところで、様々な解釈ができることは避けたほうがよいと思いますし、西村委員がおっしゃるとおり、最終的には地域で、社会でというところに繋がらないと、施策の方向性とは逆行すると思いますので、ご留意いただけたらと思いました。

それでは最後の資料3-3について、ご説明お願いいたします。

(事務局：相澤補佐)

藤沢市障がい者等医療費の医療費助成の見直しについて、ご説明いたします。

事業の概要としては、障がい者等の経済的負担を軽減し、保健の向上及び福祉の増進を図るという目的で、障がい者の方の医療費の自己負担分を助成するものとなっております。

対象者については、2ページの(8)です。県内の藤沢市が一番左にございますが、神奈川県、横浜、横須賀、鎌倉、茅ヶ崎、大和、寒川ということで、主な自治体の状況ですが、藤沢市は身体障がい者の1級から4級、療育のA1からB1、といった形で、年齢制限・所得制限・一部負担なしという状況です。これと同じ網掛けのところは、他市で同じ条件のところは、他市では実施していない部分です。

1ページに戻りまして、事業開始は昭和47年の7月です。

受給者数は、令和3年の4月現在で12,076人、事業費約17億6千百万になります。このうち、特定財源と書いてある県補助金、高額医療費の返還金が歳入です。歳入以外の市の税金等からの一般財源ということで市の支出になっているのが、約13億1千万円程度となっております。

これまでの事業の変遷ですが、昭和47年に開始した後、翌年に神奈川県から補助金を交付されております。そして、昭和55年に身障3級、知能指数36以上50未満を対象に追加し、平成14年に精神1～2級を対象に加えております。その後、皆様ご承知の通り、平成20年に神奈川県が補助金の交付要綱を見直し、年齢制限と一部負担を導入し、翌年には所得制限を補助金の要綱に加えております。平成24年には精神1級の通院を補助対象とし、県において補助金の拡大をしております。

現状と課題ですが、人口増加と高齢化の進展により、受給者数の増加傾向に伴う

本事業の扶助費の支出が増加しています。財政的には、将来的な生産年齢人口の減少により、大幅な税収増加は見込めないという状況です。このような中、平成21年と20年、先ほどの補助金の見直しに伴い、補助金額が減少して以来、その後は横ばいで補助金が推移しております。これにより、市の持ち出し、税収等からなる一般財源が増えています。ただ、この事業は、障がい者にとって大変重要な施策であることから、今後も安定して事業を継続し、持続可能なものとしていく必要がございます。

受給者数の状況ですが、増加にあります。補助金の対象となっている方たちが、棒グラフの下側になっていて、少しずつ減っています。補助金対象外の人数が増えています。

扶助費、支出の状況ですが、図2では、棒グラフで、この17億3千万というのが決算額になっています。点線の線グラフ部分が県の補助金額を示しております。そして、実線がそれ以外の歳入の合計になります。棒グラフの上の部分が市の持ち出しということで、先ほど申し上げた、約13億円とはこの部分になります。決算額も総額で増えておりますし、市の持ち出しのも、一般財源ベースで約5年前と比較して約1億2千万円増加しています。

見直しの必要性ですが、市税など、歳入の大幅増が見込めないという状況の中、受給者の増加に伴う支出の増加が今後も続くと見込まれます。ただし、この事業は、障がい者の方の経済的負担を軽減するというところで、非常に重要な事業であるため、支出の増加を抑制するという見直しに取り組んでまいりました。

これまでの計画検討委員会や総合支援協議会でのご説明と、いただいたご意見ですが、令和元年度には、「現状のまま継続してほしい」というご意見が多数寄せられております。又、事業費の増加を理由とする見直しについても反対意見がございました。今年度には、「本事業の受給者ではない市民からも理解を得られるよう、公平・公正な事業とする見直しが必要である」というご意見や、「ALSなど高齢でも発症する疾病に伴う障がいもあることから、年齢制限の導入は断固反対」というご意見もございました。

これまでの検討経過については、併給促進として、現状の制度のまま、市の負担を抑制する方法を検討しました。この事業とは別に、公費負担医療制度の中に自立支援医療（更生医療）がございます。これを同時に使うことができる方が一定数おり、この併給が進むと市の歳出抑制に一定の効果が期待できることがわかりました。

今年度4月からは窓口案内に加え、11月からは医療機関にもご協力をいただき、この更生医療の案内チラシを作成し、お配りいただくことで周知を進めております。

今後の方向性ですが、併給促進に取り組んでいることから、他の公費負担医療制度との併給を促進するという（案）の2が、現状維持と同じ内容だにご理解いただけたらと思います。何もせずということではなく、少しでも歳出を抑制するために、こちらでの努力を皆様にご協力をいただきたいと思います。

（案）1は、県補助金と同基準の所得制限を導入することと、他の公費負担医療制

度との併給を促進するというもので、(案) 3が、対象者を県・他市を参考としながら縮小するというものです。(案) 4は、年齢制限で、県補助金と同基準を導入するというものです。これは、断固反対、というご意見があつものもございしますが、一応、今後の方向性として入れております。

マル障、医療費助成に関しましては、先ほどの二つとは違ひまして、“この方針で”というのが固まっております。4つの案についてご意見いただきたく、提示させていただいております。

(高山代表)

ご説明いただいた事業について、ご意見いただきたいと思ひます。

(西村委員)

西村です。一点質問です。(案) 2を個人的には推したいと思ひますが、それに関する質問です。併給とは、マル障の利用人数が変わらないが、市の支出抑制には寄与する形になるのですか。実際、自立支援医療・更生医療というのを調べてみたら、国とか地方自治体の税が財源ということなので、そちらから出て、マル障ももらえるという併給になると、その該当者には減額というような形で市の財政を少し抑制するという意味でしょうか。

(高山代表)

船山委員、お願いいたします。

(船山委員)

私は、精神障がいのある方と係わることが多く、その関りからほとんどの方が自立支援医療とマル障をとの併給が多いという印象を受けております。事業所でも基本的には「マル障があるからいいや」とおっしゃっている利用者は少なく、自立支援医療のことを知らない利用者に関しては、積極的に周知を図ることもしております。案の中では併給が一番現実的ですし、それを周知していくことが大事であると思ひます。又、発達の障がいの方たちですと、診断が遅くなり、様々なサービスを知らない方もいらっしゃいます。その点も含め、クリニック等で周知をしているとのことだったので、それをさらに進めると、抑制につながると思ひます。(案) 2をリコメンドです。

(高山代表)

西村委員のご質問に対して先に回答いただけていいですか。

(事務局：相澤補佐)

更生医療、自立支援医療の中には、精神と主に身体に関わる更生医療の二つがあります。この自立支援医療というのは国の制度です。疾病、対象が限られるものにはなりますが、この自立支援医療を持っていたらと、更生医療も含まれますけれども、国から1/2、県から1/4の歳入が入ってくることになります。現在でも更生医療の対象という事業というのは確かにございまして、この医療証をお持ちの方もいらっしゃいますが、これとマル障を持っていたらと、マル障は、自己負担分をこ

ちらで負担しています。更生医療は、自立支援医療と同じで1割までの自己負担で、本人の負担限度額は課税額に応じて決められます。自己負担額は最高で、2万です。上限がそこで設定されるので、上限を超えた部分についてはマル障で対応するという形になるので、全体で見ると支出が抑制できるということになります。

(高山代表)

今の説明のような前提もあり、船山委員も、是非その方向でという意見だったかと思います。他は、いかがでしょうか。

(齊藤委員)

私も意見としては、(案)2がベストだと思いますが、もう一步踏み込んで、県と同様の所得制限をかけた場合に、どれくらいの効果が見込めますか。

(事務局：相澤補佐)

県と同様の所得制限を導入した場合は、対象者は約580人です。金額としては、一応現在の試算では約8千万程度です。試算ですので、一人ひとりの医療費の金額というのが一律ではございませんから、あくまでも試算、ということになります。

(齊藤委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

他は、いかがでしょうか。

(高橋委員)

現状では(案)2が良いと思いますが、世の中の動きを見れば、働く人たちが減ってきて、高齢化が進んでいるということで、税収が望めなくなる、というのは、藤沢市だけの話ではないと思います。その点を考えると、どこかの時点で所得制限を設け、お金を節約する方法や、本当に必要なところにお金を回していくことも考えるべきだと思います。

(高山代表)

種田委員、お願いいたします。

(種田委員)

障がい当事者として確認です。これまで併給できることを知らずに、マル障のお世話になっていました。どこに、誰に聞けばわかりますか。

(高山代表)

事務局、お願いいたします。

(事務局：相澤補佐)

自立支援医療の更生医療につきましては、特定の治療に限られております。代表的が一番わかりやすいのが、人工透析を受けている方は、受けることができます。それ以外にも、例えば、視覚、聴覚、音声、言語、肢体不自由、心臓、腎臓、小腸、肝臓など、様々なものがございしますが、主な治療内容が限られているので、個別にお問い合わせくだされば、こちらで対象になるか調べさせていただきます。

先ほど説明が漏れてしまいましたが、自立支援医療・更生医療については、最初に申請をする際、診断書が必要です。その点において、診断書が有料であるということをご考慮しますと、マル障は無償で持てるという利点がございます。皆様にはご負担が発生しますが、内容が変わらなければ、更新時は医師の診断書が無料になります。

(高山代表)

他は、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、こちらも今回の皆さんからの意見も参考にさせていただきながら、市として方向性を決定することになります。

ご意見について、全ての事業について把握をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他の議事等、ございますか。

(事務局：相澤補佐)

一点、皆様にご紹介したいものがございまして、少しだけお時間をいただけたらと思います。

電話リレーサービスについてです。聴覚障がい者の方については、電話で意思を伝えたいと思っても、ご自分で発話したりすることができないために、コミュニケーションを即時に電話で取るということが難しかったということがあるかと思えます。それを克服するサービスとして、電話リレーサービスというものがあり、総務省が今回チラシを作成し、ある財団が実施していたものを公共インフラとして今年の7月から整備されております。実際には、聞こえない方や発話に困難がある方が、事前にこの電話リレーサービスに登録し、オペレーター、手話通訳者もしくは要約筆記の方が文字や手話で聞こえる人とつなぎ、即時でコミュニケーションを取ることができるといったサービスです。こちらについては、どのようなものかわからずに慌てて電話を切ってしまうことがないよう、聴覚障がい者の方に差別が生じることがないように、庁内に向けて周知をしております。

皆様にもこのような制度が7月から公共インフラとして整備がされたことをご紹介いたしました。詳細については、障がい者支援課にチラシ等をおいてございますので、ご連絡ください。

(高山代表)

他は、何かございますか。

(事務局：竹原主任)

事務局からもう一点、皆様にご報告させていただきます。以前、第5期ふじさわ障がい福祉計画のモニタリングシートということで、各実績、令和2年度の実績をご提示いただきましたが、その中に就労に関する実績について、毎年、神奈川県からいただいた数字をご報告しておりました。しかしながら、一般就労に移行する福祉施設の利用者数など、就労に関する数値について、まだ神奈川県から確定の数値が出ていない状況です。したがって申し訳ありませんが、県からの数値が出次第、皆様に資料提供させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(高山代表)

委員の皆様から何か情報共有しておくことはございますか。以上、今日ご用意いただいた議事について終了となります。ご協力ありがとうございました。事務局にお戻しいたします。

(事務局：須藤参事)

委員の皆様、どうもありがとうございました。

最後になりますが、改めて池田福祉部長のからご挨拶をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(池田福祉部長)

福祉部長池田です。

最初と最後にお時間いただきまして、申し訳ございません。

一言だけ、今日様々な建設的なご議論をいただきまして誠にありがとうございます。特に、行財政改革については、どうしてもコストカットというイメージが強いと思いますが、実はそうではなくて、障がい者総合支援法が見直しされるように、時代やニーズに合ったことを、サービスを充実していくということが目的でございます。

今日もご議論いただきました事業については、全て昭和の時代に始まったものでございます。これが今、これから先も必要であるということであれば、それはそれで結構でございますし、例えば、縮小してやめて、新しい何かを作るということであれば、そういうご議論が必要になってくるのかというように考えております。

この計画検討委員会につきましては、来年度はアンケートから始まりまして、次期の計画についてご議論いただくこととなりますが、冒頭に申し上げましたが、障がい者支援法の改定にもあるとおり、時代に合った、様々なことを当事者の目線で進めていきたいと思っております。

これからも、来年度も活発なご議論を期待させていただいて、本年度のお礼のご挨拶と来年度に向けてのお願いのご挨拶とさせていただきたいと思っております。

来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：須藤参事)

それでは、これもちまして、第4回の障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を閉会とさせていただきます。

次回の開催予定は2022年の5月中旬を予定しております。

本日は皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)